

## あなたの 楽しくてやめられない?! ライブ配信サービスでの投げ銭!

【相談事例】ゲーム仲間がSNSでライブ配信をしており、投げ銭をすると喜んでくれるので、繰り返し行ってしまった。お母さんに怒られると思ったが、楽しくてやめられなくなった。携帯電話料金と一緒に請求されて、50万円近い課金をしていることをお母さんに気付かれてしまった。(10代 女性)

「投げ銭」とは、ライブ配信サービスの配信者を応援するための、オンライン上での課金機能です。

### 【アドバイス】

- 子どもが保護者のクレジットカード情報や携帯電話料金のまとめ払い（キャリア決済）を利用し、無断で課金したという相談が寄せられています。
- 子どもが保護者の許可なく課金しないように、子どもが利用しているサービスやその決済の仕組みを理解し、使い方やルールについて家族で話し合みましょう。
- 請求された投げ銭の支払いは、業者との話し合いが必要です。未成年者が保護者の同意なしに行った契約は、原則取り消すことができますが、未成年者が利用したと証明することが難しく、ライブ配信業者等と話し合う必要があります。



◆わからないことや困ったことがあったら、すぐに家族や消費生活センターに相談しましょう。



まもりん

### 相談窓口の案内

戸畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎188  
(あなたの地域の消費生活センターにつながります)



みもりん